

府県道伊丹豊中線を地下道（幅員 14 m，延長約 800 m）にする。また新しく用地買収した周辺に道路，かんがい用水，排水路を設ける。

#### IV. 水資源の保全と開発

##### 1. 近畿の河川の治水と利水

###### (1) 淀川水系

a) 淀川改修基本計画 米国の T.V.A. 計画の成功に刺戟されて，戦後わが国においても多目的ダムを主体とした総合開発計画が論議されるようになり，淀川において琵琶湖を対象に種々案が検討されていたが，いずれも決定をみないまま昭和 28 年の 13 号台風を迎えた。この出水は宇治川，芥川，桧尾川などで破堤をひき起こし，しかも枚方の最高水位は計画高水位を約 60 cm も越えるものであり，破堤がなかったならば最大流量は 8 650 m<sup>3</sup>/sec に達するものと推定された。この出水を機会に翌 29 年には淀川改修基本計画が策定され，淀川改良工事以来採られて来た快疎方式による治水が，ダム群の建設を主体とする貯溜方式へと大きな変化の第一歩を踏み出したのである。計画高水量の決定には確率の考慮があらたに取り入れられ，本川 1/100，支川 1/80 の超過確率をもたせ，基本高水として本川 8 650 m<sup>3</sup>/sec が採用され，これを宇治川の天ヶ瀬ダムと木津川支川名張川の高山ダムによって調節して木津川，桂川，本川の河道における計画高水量を従来の計画内にとどめることとなった。

この計画のうち現在瀬田川洗ぜきの改造，天ヶ瀬ダムの築造が完了しているが，その後昭和 34 年 15 号台風によって木津川筋にききの 13 号出水に上まわる流出があったこと，流域内の水需要の増大に應えるため一部変更され，洪水調節は高山，青蓮寺，宇陀川の 3 ダムによって実施されるほか，高山ダムでは阪神地区の都市用水 5.0 m<sup>3</sup>/sec の補給，木津川沿川，不特定農業用水の確保，青蓮寺ダムでは阪神地区の都市用水 2.3 m<sup>3</sup>/sec，名張都市用水 0.2 m<sup>3</sup>/sec，名張地区約 1 400 ha の開拓農地に対する用水補給，名張川，木津川沿川の不特定農業用水の確保，宇陀川ダムでは 1.7 m<sup>3</sup>/sec の都市用水を大和平野に分水することが計画に組入れられることとなった。

b) 淀川緊急高潮対策事業 上記計画を推進することによって，淀川の治水上の問題は大幅に改善の方向へ踏み出したが，一方大阪，尼崎，西宮市などでは都市の発展とともに地下水の過度の汲上げによって深刻な地盤沈下の問題を生じており，新淀川のほかに市内河川もその例外でなく急激な沈下に悩まされていた。

昭和 36 年第二室戸台風の来襲によって大阪湾は大規模な高潮に見舞われ，新淀川での越水はまぬかれたが，市内各河川はいずれも全面的に越水し，大きな被害を受けた。ために翌 37 年から 3 カ年計画で大規模な防潮堤が築かれることとなった。現在順調な進捗をみせているが，この工事は抜本的対策とはいえない。地下水の汲上げ規制の強化とその代替用水の供給が努力されているが，ここにも水資源開発を緊急とする理由がある。防潮堤の高さは新淀川で暫定的に O.P.+7.50 m としているが，伊勢湾台風が第二室戸台風のルートをとった時を想定して，最終的に決定されることになっており，目下検討中である。大阪府の実施する市内河川は河口部で O.P.+6.50 m，上流にてい減している。

c) 水質基準の設定 淀川はその中流部に京都市をもち，沿川には次第に工場が建設され，都市下水と工場用水によってその水質は年々悪化している。昭和 34 年，35 年の調査によれば B.O.D. で木津川 1.23 ppm，宇治川 2.36 ppm，桂川 16.79 ppm，枚方 4.32 ppm となっている。昭和 37 年 12 月水質審議会において御幸橋から長柄可動せきまでの淀川本川とそれに流入する公共用水域を指定水域とする放流水基準を定め水質の保全をはかることとし，さらに現在寝屋川についてもその基準を検討中である。大阪市内河川，特に寝屋川は強く汚染されており，水質をよくするためには下水処理施設を完備することも必要であるが，同時にそれを希釈し送流する水の量を増加することが必要である。淀川は第 1 期河水統制以後 88.5 m<sup>3</sup>/sec の維持用水をもっているが，これは市内河川の浄化の意味だけでなく，本川自体の水質も維持しており，さらに用水需要の変動の調節を行なっているものである。京都市は現在，汚水処理施設の増強に努力を払ってはいるが，沿川の生活水準の向上につれて汚染負荷量の増大は必然的で，今後この維持用水の量を確保することはもちろん，むしろ維持用水の増加が必要であろう。

d) 水資源の開発 堺から神戸に至る大阪湾一帯，ならびに淀川沿川の一帯は近年人口の集中と，産業の重工業化によって上水道用水，雑用水，工業用水の急激な

表—20 水利権量 (単位 m<sup>3</sup>/sec)

用途	年度			
	現状	40 年	45 年	50 年
農業	16.80	16.80	16.80	16.80
工業	5.86	24.20	42.12	56.92
上水道	25.51	35.75	45.69	55.08
小計	48.17	76.75	104.61	128.80
維持用水	88.50	88.50	88.50	88.50
計	136.67	165.25	193.11	217.30
増加量	—	28.58	56.44	80.63

需要増加を来たし、第1期河水統制事業により増加された水利権量 136.67 m<sup>3</sup>/sec はもちろん、維持用水さえもこれにあてなければならぬほど、水の不足に悩む状態になって来ており、昭和 37 年度調査によると、これらの地域の水需要の見とおしは表-20 のとおりである。

このため淀川は、利根川とともに全国にさきがけて水資源開発促進法の指定流域となり、高山ダムと長柄可動せき改築事業が水資源開発公団の最初の仕事となった。前者についてはすでに述べたが、後者は新淀川にかかる長柄可動せきをかさ上げして河道内に約 70 万 m<sup>3</sup> の貯水をし、大阪湾の潮位の変動を利用し、毛馬洗せきから大川への放流量を変動させ、現在 70 m<sup>3</sup>/sec の大川の維持用水を平均 60 m<sup>3</sup>/sec とし、その差 10 m<sup>3</sup>/sec を用水に暫定的に転用させる事業であり、本年5月から稼働を始めた。高山ダムの 5 m<sup>3</sup>/sec、青蓮寺ダムの 2.3 m<sup>3</sup>/sec と合して 17.3 m<sup>3</sup>/sec が開発され、さらに桂川上流猪名川においても多目的ダム建設のための調査が進められているが、まだどうしてこの大きな需要の増加にはおよぶべくもない。

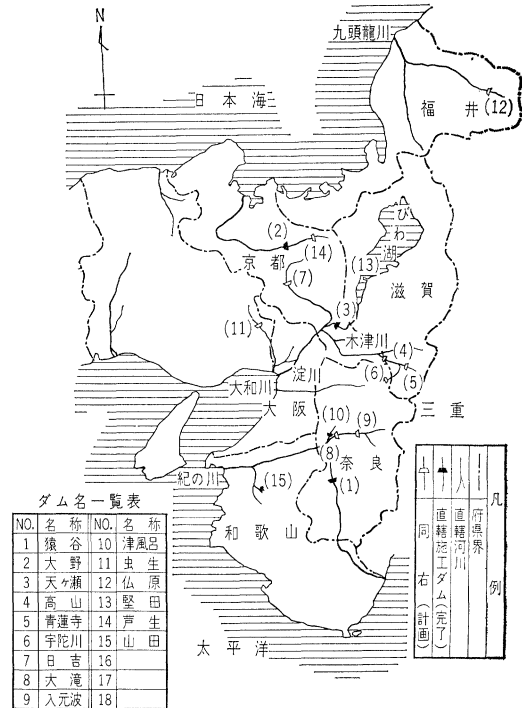
琵琶湖は 700 km<sup>2</sup> におよぶ湖面積をもち、現在でも淀川の低水流量を豊かにしているが、これの調節水深を大きくとることにより豊かな低水流量を生み出すことこそ、大きな増加需要に応える方法である。

琵琶湖年間平均流出量は、大正 13 年～昭和 19 年の 21 年間では 148 m<sup>3</sup>/sec であり、現在、供給される量は年平均 92 m<sup>3</sup>/sec で、上記の期間で約 62% 開発されており、90% 程度開発可能として、今後新たに年平均 40 m<sup>3</sup>/sec (ピーク量なら 50 m<sup>3</sup>/sec 弱) 程度が限度と考えられ、これに対して 20 億 m<sup>3</sup> 強の調節容量が必要である。全湖で考えれば約 2.8 m の利用水深となるが、事業の実現性を考えるとき、堅田～守山間のくびれた所である程度分離する方が有利であろう。いずれにせよ、滋賀県の約 1/6 の面積を占め、湖周約 240 km の琵琶湖の水位を変動させることであり、湖辺におよぼす影響は大きなものと想定され、その実現の方策については現在近畿地建、琵琶湖工事事務所で調査中である。

吉野川、由良川などから阪神地区へ導水することも可能であるが、現在のところ経済性、あるいは政治的な面からも多くは期待できない。

淀川はこのように永年にわたるしかも手戻の少ない先人の努力の蓄積によって現在の姿をなして来ており、しかもなお治水の面ですら完全な姿ではない。桂川の亀岡盆地、木津川上流の伊賀上野盆地は今なお、それぞれ保津峡、島ヶ原の狭き部のため出水のたびごとに洪水被害に悩まされている。亀岡は上流にダムを建設し洪水量を調節することによって対策がたて得ることが確認され、その調査も近畿地建の手で進められているが、上野

図-27 近畿地方直轄河川図



はダム適地がないため、現在の湛水池を遊水池にする以外その方策すら立っていない。

全国的な現象であるが、上流の改修が進むにつれて、下流部の洪水流量は次第に大きくなって来ている。淀川改良工事以来の数次の流量改訂は、河川改修の指標としての計画高水流量がその時の国力に均衡したものであり変わるべきものであると同時に、上流改修の影響を見のがし得ない。今後の淀川全体の改修が貯溜方式の採用によって治水の面だけでなく利水の面でも安全度の高いものになり、しかも高水、低水両面にわたってますます人為的に管理された河川になって行くのである。現在残された大きな問題は 15 橋におよぶ大形橋梁の扛上と舟運の衰微により利用形態の変わった低水路高水敷の処理などがある。

## (2) 大和川

淀川と同様に改修の歴史も古く、柏原市から布施市にいたる旧川は、天井川であったため現在は柏原、八尾、山本、久宝寺、長瀬などの住宅街が発達し、中河内諸都市の根源をなしており、旧川は細い用水路として残っている。

現在は大和平野内の捷水路掘削と汐止せき以下の高潮対策、亀ノ瀬の地すべり対策がおもな事業となっている。

## (3) 猪名川

川西市、池田市から神崎川合流点までを直轄工事区間として、計画高水流量 1850 m<sup>3</sup>/sec で改修を行なって

いるが、この流量は 1/30 程度の超過確率であるので、安全度をますため、上流虫生地先に多目的ダムを建設するため現在調査中である。川西市、池田市、豊中市、伊丹市、尼崎市を沿川にもち市街化のいちじるしい地帯であるにもかかわらず改修の遅れた河川で今後の改修の促進が待たれる。

#### (4) 紀の川

昭和 34 年伊勢湾台風によって、五条市、橋本市をはじめ上中流部で大きな被害をうけたので流量を改訂し、川上村大滝地先に堤高約 100 m のダムを築き、ここで 2500 m<sup>3</sup>/sec 調節して、五条市で 3800 m<sup>3</sup>/sec、橋本市で 4500 m<sup>3</sup>/sec、船戸以下 6100 m<sup>3</sup>/sec の計画で改修を実施している。大滝ダムは現在実施のための調査を行っており、その上流人之波地先において調査中のダムと合して約 10 m<sup>3</sup>/sec 程度の用水補給が可能である。この川では昭和 23 年間議決定された十津川、紀の川総合開発事業として、猿谷ダム（完成・建設省、熊野川水系十津川より分水）、山田ダム（完成・農林省）、津風呂ダム（高見導水路を残して完成・農林省）、大迫ダム（工事中・農林省）を実施中であり、この事業完成後は、紀伊平野のかんがいだけでなく下湖からの大和分水路（未着手）によって大和平野へ最大 11 m<sup>3</sup>/sec の用水を分水することになっている。

#### (5) 揖保川

竜野市地点の計画高水流量は 2900 m<sup>3</sup>/sec で、林田川を合流し 3300 m<sup>3</sup>/sec となり、その直下で派川中川をもっている。林田川の改修がほとんど未着手で水質が非常に悪く、改修の促進が望まれることと、中川の合理的分派方式の確定を待つことのほかあまり問題のない川である。

#### (6) 由良川

上流の大野ダム完成によって 1000 m<sup>3</sup>/sec、洪水調節され、計画高水流量は綾部で 4100 m<sup>3</sup>/sec、福知山で 5600 m<sup>3</sup>/sec である。改修に着手したのは昭和 24 年で福知山周辺を除いてほとんど未改修に近く、現在の計画でも連続堤を考慮した霞堤方式である。福知山から下流は幅 600 m 以下の細長い平地が続く、現在河道では 300~500 m<sup>3</sup>/sec しか疎通せず、現河道を 800 m<sup>3</sup>/sec 程度疎通するように開削することと、部分的な囲堤によって農地被害を軽減し、人家を防護する計画をたてつつある。河口処理については現在検討中。福知山市は和久川、弘法川を堤内河川としてもち出水のたびごとに内水による被害をうけているので、和久川を分離して直接本川に合流せしめ、流域の小さい弘法川のみ伏越によって和久川を横切り、荒河の樋門で排出し、その被害を軽減する計画を樹て 39 年度より実施する予定である。

#### (7) 円山川

昭和 12 年第 1 期改修を終り、昭和 28 年 13 号台風による出水後再改修に着手し、伊勢湾台風後流量を改定して、豊岡地先の計画高水流量は 4500 m<sup>3</sup>/sec となっている。

現在余裕高 50 cm の暫定断面でできるだけ延長を伸ばすよう努力している。豊岡、城崎の内水問題が検討されつつある。

#### (8) 九頭竜川

昭和 33 年より築堤方式により本川、足羽川、日野川にわたって第 1 期改修に着手し、大正 12 年に竣工していた。

昭和 23 年 6 月福井大震災にあい、つづいて同年 7 月出水による被害をこうむり、その復旧を行なうとともに、計画の改訂にかかっていたが、昭和 28 年 13 号台風の出水により、さらに被害をこうむった。これを契機として再改修にふみきり 33 年から着手された。その計画は福井大震災による農地の地盤沈下と、計画当時さかんであった客土による農地改善と河道の疎通能力を増すため、日野川および本川下流部において、しゅんせつとその客土を骨子とするものである日野川ではほとんど完成するまでに至ったのであるが、本川においては、その一部を終った段階で、時の経過とともに農地が先に整備されて客土の受入れ先がなくなり、築堤方式への変更を考慮しなければならない事態になって来ている。

ここでも伊勢湾台風後流量改訂が行なわれ、増加した高水量 1500 m<sup>3</sup>/sec(中角地点)のうち 1200 m<sup>3</sup>/sec は、北陸電力、電発の間で長らく紛糾の末、電発が実施することとなった長野ダムで調節することとなった。

また同台風後、本川鳴鹿せき下流で五領ヶ島地先をかこみ 2 本にわかれている部分は災害助成事業との合併で一本にまとめることとなり、直轄施工区間に編入され実施中である。

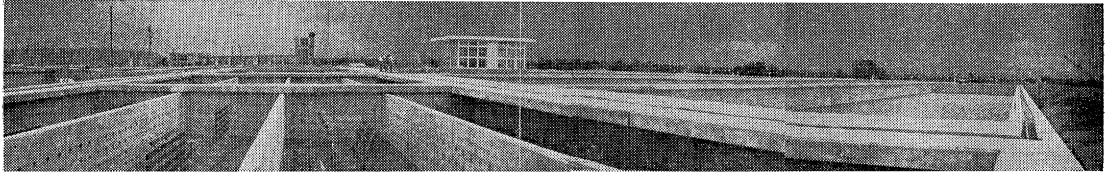
## 2. 上下水道、および工業用水道

近年、京阪神の都市域における上水の需要は、産業の飛躍的な伸びと、市民生活の向上などにより激増の一途をたどって来た。大阪市に例をとれば、その人口は終戦を迎えた昭和 20 年には、戦前最高の 1/3 にまで減少したが、その後都市の復興とともに増加し、最近ようやく戦前最高の線までもどったのであるが、給水量の方は人口とは異なり、戦前最高の 2 倍以上に達している。このとどまるところを知らない急はくした需要に対処するべく、それぞれ積極的に拡張、開発の計画を推進している。

### (1) 大阪府

**a) 給水計画の対象と区域** 大阪府下の河川は淀川を除いて、その流域面積が小さいうえ、山地が浅く急峻で、降水は一時に海へ流出するため、年平均流量に比

写真-6 村野浄水場(大阪府)



し、渇水時の流量がいちじるしく小さい。したがって、水源を淀川に求めることの困難な市町村営水道では、都市人口の増加に対処できないので、府営水道では、大阪市を除く府下の市町村に淀川から取水し、これを沈殿、浄化した水道用水を供給する役割を果たしている。

**b) 上水道給水計画** 現有設備は、庭窪浄水場系(1~3次事業)で日量20万3000m<sup>3</sup>、村野浄水場系(4次事業、一部完成)で日量6万m<sup>3</sup>であるが、昭和38年夏期の1日最大送水実績は、294300m<sup>3</sup>を示した。受水市町、22市3町(給水人口計2134000人)における総配水量は631800m<sup>3</sup>で、府営水がその47%を占めたことになる。

現在施行中の4次建設事業(事業費120億円、昭和35年4月より6ヵ年)は、昭和43年末の受水地域の給水予定人口を282万人、総給水量を958000m<sup>3</sup>/日とし、受水市町の自己水源と庭窪浄水場系の水量を差し引き、1日計画水量を33万m<sup>3</sup>としている。

最近4年間の人口増加を、大阪市と受水市町とで比較すると、各年の増加傾向は、大阪市の増加にくらべて、受水市町は1.3倍から3.3倍へと年々比率が大きくなってきている。また、十大放射3環状線の道路計画が逐次完成するにつれ、中央環状道路沿いに業務センターの計画的配置が可能になり、今後は周辺都市が大阪市の副都心的な役割をもつことになり、使用上水量中に営業用、公共用、工場用の占める比率が大きくなれば、水の使用量は人口の増加比率以上に急昇するものと考えられる。将来人口の予測については、再調査を行ない試算中であるが、5次計画(昭和45年度完成予定)としては60万m<sup>3</sup>以上を考える必要がある。

**c) 工業用水道給水計画**

① 堺臨海工業地区への給水：工業用水の需用見込水量は、造成面積、誘致工場の業種、製造品、出荷額などから推計して昭和44年度には53万m<sup>3</sup>/日と算出されている。

府営工業用水道は、本地区で昭和37年度から必要となる35万m<sup>3</sup>/日の工業用水を確保するため、布設され、淀川(庭窪浄水場)から造成地に至る途中の工場地帯の所要量2.5万m<sup>3</sup>とあわせ、5.5万m<sup>3</sup>/日を給水している。

堺造成地区に対しては、昭和39年度から大阪臨海工

業用水道組合(構成団体：大阪府・大阪市)の行なう事業より、10万m<sup>3</sup>/日を給水し、現在施行中の第2次工業用水道事業(事業費120億円、昭和37年4月より5ヵ年)から40万m<sup>3</sup>/日を給水する計画である。

② 大阪市周辺部の地盤沈下対策としての給水：近年大阪市内における地盤沈下、産業公害、そのほかの工業立地のあい路打開のため、大阪市周辺部、特に淀川両岸地帯に対し工場の進出が目ざましく、工業用水としての地下水の汲み上げが同地区の地盤沈下の原因となり、府下の地盤沈下は、臨海部より逐次内陸部へ進む傾向がある。

府水道部では、昭和43年度通水を目標に、淀川右岸の工業地区に対し、40万m<sup>3</sup>/日(第3次)、左岸地区に対し、20万m<sup>3</sup>/日(第4次)の給水計画を考えている。

**(2) 大阪市**

**a) 上水道拡張計画** 昭和37年夏、第7回水道拡張事業の通水により、本市の給水能力は1日1462000m<sup>3</sup>と拡充されたにもかかわらず、需要の激増により同年夏すでに1日最大給水量として1642100m<sup>3</sup>、ついで38年夏には1763800m<sup>3</sup>に達し能力をこえる給水実績を示して来た。

このように急はくした給水事情に対処するため、工期7ヵ年、総事業費345億円をもってつぎのような第8回水道拡張事業を37年度から施行中である。

**大阪市上水道**

・現有施設能力		
柴島系		982000 m <sup>3</sup> /d
庭窪系		480000 "
計		1462000 "
・第8回水道拡張事業		
目標年次		昭和46年
総人口		3701800人
給水普及率		98.5%
給水人口		3650000人
1人1日最大給水量		597 l
1日最大給水量		2182000 m <sup>3</sup>
施設能力		2182000 m <sup>3</sup> /d
内訳	既設	1462000 "
	8 拡	{庭窪系 320000 m <sup>3</sup> /d } 720000 "
		{楠葉系 400000 " }
事業費		345億円
工期		昭和37年度~昭和43年度

**b) 工業用水道** 第2室戸台風を契機とする工業用水法の改正にとともに、当面緊急を要する既設工業用井戸の転換をはかるため、昭和37年度から緊急地盤沈下対策としての工業用水道の早期完成を旨として、その進捗につとめている。

この緊急地盤沈下対策事業の完成により、本市の給水能力は575,500 m<sup>3</sup>/日となり、工業用水法による指定地域内の地下水汲上量の転換に十分応じ得ることになる。

本市では、さらに将来の生産増にともなう需要増加を考慮して表-21の計画を立てている。

このほか、大阪南港埋立造成地への工業用水供給のため、大阪臨海工業用水道組合（大阪府・大阪市により設立）において、昭和35年度以降20万 m<sup>3</sup>/日（うち南港へは10万 m<sup>3</sup>/日）の施設を建設中で、昭和39年度完成の予定である。

表-21 大阪市工業用水道計画

(単位: 給水量 m<sup>3</sup>/日, 事業費 100 万円)

種別	給水区域	事業年度	計画給水量	総事業量	
既設	創設~第2回拡張(前期)	福島区・此花区・西淀川区の全部および大淀区・東淀川区の各一部	昭和25~36年度	162,500	1,874
	第2回拡張(後期)	西淀川区の全部および東淀川区一部	36~37	93,000	1,644
	既設		25~37	255,500	3,518
	第3回拡張	都島区・東成区・旭区・城東区の全部および大淀区・東淀川区の各一部	37~40	225,000	4,700
	第4回拡張	港区・大正区・浪速区・西成区の全部および住吉区の一部ならびに第1次指定地域	38~40	95,000	2,530
緊急地盤沈下対策	緊急地盤沈下対策計			413,000	8,874
	第5回拡張	大阪南港(住吉区の一部をふく)	40~43	200,000	3,900
	将来計画	市内所要地区	40~46	649,500	14,852
計画分計			1,169,500	25,982	
合計			1,425,000	29,500	

(3) 神戸市

a) 上水道計画

① 第4回拡張計画: 近年、人ならびに給水量の増加がいちじるしく、昭和50年を目標とする第4回拡張計画を樹立し、昭和40年を目標とする第1期工事の施工

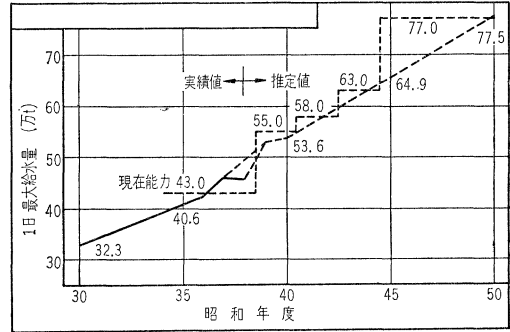
表-22 工事概要 (第1期工事)

1. 計画目標	昭和40年度
2. 工事費	50 億円
3. 工事期間	昭和35年度~昭和41年度
4. 工事概要	送水トンネル 2.5 m×2.5 m 10.7 km ポンプ場 8カ所 2,410 kW 送水管 φ1,200 mm~200 mm 12,880 m 配水池 17池 63,900 m <sup>3</sup> 配水管 φ900 mm~150 mm 94,630 m

表-23 阪神水道第3期(第4期)拡張計画概要

1. 計画目標年次	昭和40年度(昭和50年度)
2. 1日最大給水量	56.8 万 m <sup>3</sup> /日 (96.8 万 m <sup>3</sup> /日)
3. 拡張水量(淀川)	19.5 万 m <sup>3</sup> /日 (40.0 万 m <sup>3</sup> /日)
4. 工事費	95 億円 (79.9 億円)
5. 工事期間	33~39年度(39~44年度)

図-28 1日最大給水量推定図



中である。本計画における拡張水量はすべて阪神水道企業庁より受水するため、工事は送水トンネルを主体とする受水設備および配水施設の拡張を行なうものである。なお、阪神水道企業庁は第3期拡張工事(昭和40年目標)の施行中であり、さらに、昭和50年を目標とする第4期拡張工事を39年度より着工予定である。水源はすべて淀川である。

② 北神地区水道拡張計画: 神戸市は六甲山系により臨海部(市街地)と後背部(北神地区)に2分されている。後背部は都市化のおくれた農耕地・山林地帯であり、今後土地利用を考えることのできる未開発地域である。神戸市では後背部開発の重要性を考え、『青山総合開発計画』を立案検討し、臨海部と後背部を結ぶ六甲山

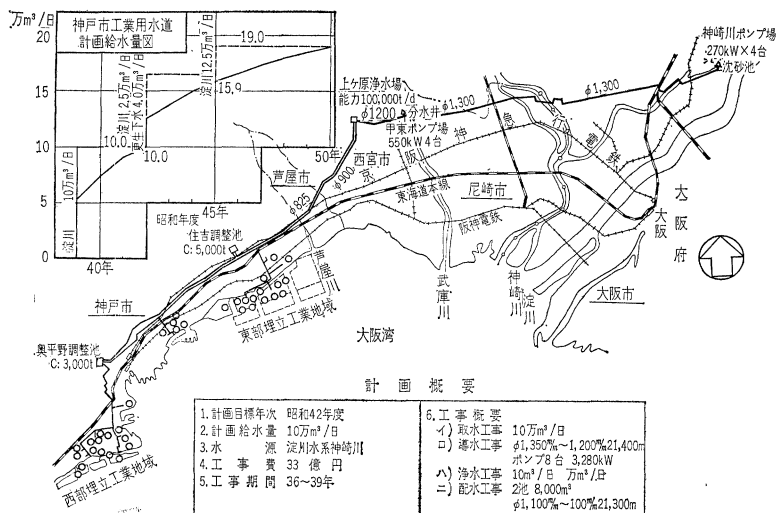
表-24 計画概要

1. 計画目標年次	昭和50年度
2. 計画給水人口	11 万人
3. 1日最大(平均)給水量	46,515 m <sup>3</sup> (35,943 m <sup>3</sup> )
4. 拡張水源	千苅貯水池 40,000 m <sup>3</sup> /日 六甲川(有馬) 2,000 m <sup>3</sup> /日 生田川 2,000 m <sup>3</sup> /日 合計 44,000 m <sup>3</sup> /日
5. 工事費	25 億円
6. 工事期間	昭和38年度~昭和41年度

表-25 工事概要

1. 導水管	φ800 mm~φ200 mm	2,785 m
2. 浄水施設	40,000 m <sup>3</sup> /日	1カ所, 2,000 m <sup>3</sup> /日 1カ所
3. 送水施設	ポンプ場	5カ所, 4,170 kW
	揚水管	φ600 mm~φ150 mm 5,035 m
4. 配水施設	配水池	8カ所, 14,200 m <sup>3</sup>
	配水管	φ800 mm~φ200 mm 55,050 m

図-29



横断トンネルの調査着工・宅地造成用地の取得工事着工など、開発計画の一部をすでに実現しつつある。これらにともない、水道施設の整備拡張が焦眉の急の問題となり、38年度より4ヵ年計画で水道拡張工事を行なっている。

**b) 工業用水道計画** 神戸市は、臨海部を埋立て工業用地を造成し、神戸港の整備拡張を行ない、飛躍的な経済の発展をはかろうとしている。臨海工業用地の造成は、東部・西部あわせて180万坪を計画し、昭和28年より着手し、すでにその半分の完成しており、神戸製鋼灘浜工場を始め10数工場が1~2年中に建設される予定である。これらの新規工場および既存工場に10万m³/日の工業用水を給水するために、工業用水道を新規建設中であり、昭和39年より給水開始予定である。

**(4) 京都市**

**a) 上水道第7期拡張事業** 昭和45年度における給水人口は、1,330,000人1日当りの最大給水量は、634,000m³、昭和50年度では給水人口1,430,000人、1日当りの最大給水量は、750,000m³に達するものと推定される。昭和36年度現在における給水能力は、400,000m³であるから、昭和50年度までの需要増加分350,000m³の確保を第7期拡張事業として、昭和37年度から昭和44年度までの8ヵ年計画をもって、山ノ内、山科にそれぞれ浄水場を新設するとともに諸施設の整備拡張を行なう。なお、あわせて両新設浄水場の給水開始までの不足量を賄うために予備水源工事(40,000m³/日地下水)を実施する。

**概要**

水源	琵琶湖疏水
取水量	385,000 m³/日
給水量	350,000 m³/日
配水管延長	107,130 m
浄水場新設	2カ所
山ノ内浄水場	給水量 200,000 m³
山科(仮称)	150,000 m³
給水開始	
山ノ内浄水場	昭和41年4月1日 (一部昭和39.7.1)
山科(仮称)	昭和45年4月1日 (一部昭和43.7.1)
事業費	全額起債充当(昭37~44)計155億円

**b) 公共下水道整備計画** 昭和35年度末における本市市街地の下水道普及率22%を、昭和45年度末に100%とすることを目標に、市街地部7,055.5haのうち、既設区域1,595.6haを除く5,459.9haに公共下水道事業と、都市下水路事業を併行的に実施する。

① 公共下水道事業：事業費350億円(前期5ヵ年127.3億円、後期5ヵ年222.7億円)で、昭和36~45年度までの10ヵ年に下水管長さ145万mを敷設するとともに、鳥羽下水処理場の拡張、伏見および山科処理場を新設する。

② 都市下水路と特別都市下水路事業：公共下水道認可区域外の地区を対象に、市土木局により進められており、主要幹線の敷設、浸水の防除、汚水の排水を主目的に緊急度の高い処より実施され、漸次公共下水道に編入される。